

徘徊高齢者位置情報探索サービス利用費補助事業実施要綱

社会福祉法人浅口市社会福祉協議会

(目的)

第1条 この要綱は、認知症で徘徊の症状がある高齢者を在宅で介護している低所得者世帯が位置情報探索サービスを利用する際、その費用の一部を補助することにより、介護者の不安や経済的負担を軽減することで、地域での自立生活支援を行う。

(対象者)

第2条 次のいずれにも該当する者を補助対象とする。

- (1) 浅口市に居住し、認知症で徘徊症状がある高齢者を在宅にて介護している者。
- (2) 市民税非課税世帯及び生活保護世帯。

(補助内容)

第3条 補助対象は、サービス利用開始にかかる初期経費（上限1万円）及び月額利用料とする。

(1) サービス利用開始にかかる初期経費への補助

市民税非課税世帯 初期経費額の半額補助。

生活保護世帯 初期経費額の2/3補助。

(2) 月額利用料への補助

市民税非課税世帯、生活保護世帯共に、月額利用料の半額補助。

(補助対象外)

第4条 携帯電話等の通信機能のある機器の利用については対象外とする。

(請申手続)

第5条 初期経費の補助については、徘徊高齢者位置情報探索サービス利用前に、「サービス初期経費補助金交付申請書」（様式第1号）、課税状況閲覧同意書、サービス事業者との契約書（写し）、初期経費のわかる書類を提出するものとする。

2 月額利用料の補助については、原則として毎年10月と4月に「サービス利用料補助金交付申請書」（様式第2号）、利用料支払領収書及び必要に応じて課税状況閲覧同意書等を提出するものとする。（補助は原則として、半年毎の精算とする。）

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。